

令和6年9月25日

### 代理人による係留施設使用届の提出について

特定港では、港長が係留施設の利用実態を把握するため、総トン数500トン以上の船舶が係留施設を使用する場合には、港則法第5条第5項（※）に基づき、係留施設の管理者（以下「管理者」という。）から港長あて「係留施設使用届」を提出し届け出るようになっていますが、管理者から事務が委任され、その内容が法目的に照らし適当と認められる場合には、管理者に代えて代理人（船舶代理店等）から同届を提出することができます。

今後、新たに代理人に事務を委任し、代理人による係留施設使用届の提出を希望する場合には、予め委任内容を確認する必要があることから、別紙様式にて管理者から港長あて届け出てください。

#### ※港則法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところ（\*）により、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

#### \*港則法施行規則第4条第4項

法第五条第五項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

- 一 係留の用に供する係留施設の名称
- 二 係留の用に供する時期又は期間
- 三 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- 四 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

文 書 番 号  
令和〇年〇月〇日

舞 鶴 港 長 殿

岸壁管理者

〇〇〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇役 〇〇 〇〇

係留施設使用届の事務の委任について

港則法第5条第5項に基づく届出の事務を下記のとおり委任しますので届け出ます。

なお、当該係留施設の管理、運用の責任は当社にありますので、代理人からの届出事項に疑義がある場合には、当社あてご連絡願います。

記

- 1 係留施設の概要（名称、岸壁能力、水深など）
- 2 届出を委任する代理人
- 3 委任期間
- 4 当社窓口
- 5 その他